

# 1 月決算の会社について

消費税等の届出書の提出期限・・・・・・・・・・1 月 3 1 日

---

## 1. 消費税の免税業者（課税業者）の判定 — 免税業者の判定要件が厳しくなりました。 施行日平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度より —

事業者が以下の3つの要件をいずれも満たすときは、その事業年度（個人事業者にあってはその年）については、事業免税点制度は適用されない（課税業者となる）。

- ① 基準期間における課税売上※1が1,000万円以上であるとき（大原則）
- ② 特定期間※2における課税売上高※1が1,000万円を超えるとき
- ③ 特定期間※2における給与等の支払額※1が1,000万円を超えるとき

従来の判定要件①に平成23年消費税法改正により新たに②③の判定要件が加えられました。（この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用されます。）

※1 事業者が、基準期間において免税業者であるときは消費税込みの課税売上高

※2 事業者が個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間をいい、事業者が法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。

## 2. 既に消費税の課税事業者である事業者

### (1) 今期まで一般課税制度を適用していた課税事業者が、来期から簡易課税制度に変更したい場合

基準期間（平成30年1月期）の課税売上高が5千万円以下の消費税の課税業者で、来期以降、簡易課税制度で消費税の税務申告したいと考えている事業者は、決算に当たり、来期以降を見据えどちらが有利か試算してみましょう。

簡易課税制度へ変更することにより、消費税が少なくなる場合があります。また、会計処理が簡便化される等のメリットもあります。

なお、一旦『消費税簡易課税制度選択届出書』を税務署へ提出した場合は、この制度を2年間以上継続適用した後でないとその適用を止める（一般課税制度に戻る）ことはできません。

『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出期限は上記のとおりです。提出期限を1日でも遅れたらこの制度の適用を受けることができないのでご注意ください。

### (2) 今期まで簡易課税制度を選択適用していた課税事業者が、来期から一般課税制度に変更したい場合

簡易課税制度を2年間以上継続適用していた基準期間（平成30年1月期）の課

税売上高が5千万円以下の消費税の課税事業者で、来期以降、一般課税制度で消費税の税務申告したいと考えている事業者は、決算に当たり、来期以降を見据えどちらが有利か試算してみましょう。

来期多額の設備投資が予定されている場合、一般課税制度に変更することにより、納付する消費税額が少額になるか消費税が還付される場合があります。なお、一般課税制度を適用した場合は、「仕入税額控除」の要件として「帳簿及び請求書等の保存」義務が生じます。

『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』の提出期限は上記のとおりです。提出期限を1日でも遅れたらこの制度の適用を受けることができないのでご注意ください。

### 3. 初めて消費税の課税事業者となる事業者 — 今期（平成31年1月期）から簡易課税で税務申告する為には —

今期初めて消費税の課税事業者（基準期間、即ち平成30年1月期の課税売上高が1千万円以上5千万円以下）になった事業者については、経過措置（特例）により今期決算日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を税務署へ提出すれば今期から簡易課税制度で消費税の税務申告することができます。決算に当たり、来期以降を見据え、簡易課税制度の選択の是非について最後の確認をしましょう。簡易課税制度を選択することにより納付する消費税額が少なくなる場合があります。

なお、一旦『消費税簡易課税制度選択届出書』を税務署へ提出した場合は、この制度を2年間以上継続適用した後でないとその適用を止める（一般課税制度に戻る）ことはできません。

『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出期限は上記のとおりです。提出期限を1日でも遅れたらこの制度の適用を受けることができないのでご注意ください。

### 4. 消費税の免税事業者である事業者 — 来期から消費税の課税業者になる為には —

基準期間（平成30年1月期）の課税売上高が1,000万円未満である消費税の免税事業者は、『消費税課税事業者選択届出書』を税務署へ提出することにより消費税の課税事業者になることができます。来期以降多額の設備投資を予定している免税事業者は、決算に当たり、来期以降を見据え、課税事業者選択届出書の提出の是非について最後の確認をしましょう。消費税の課税業者になることにより消費税の還付が受けられる場合があります。

なお、一旦『消費税課税事業者選択届出書』を提出すると、この制度を2年間以上継続適用した後でないとその適用を止める（免税業者に戻る）ことはできません。

『消費税課税事業者選択届出書』の提出期限は上記のとおりです。提出期限を1日でも遅れたらこの制度の適用を受けることができないのでご注意ください。

以上